

各種届出について

都城市 健康部 介護保険課

各種届出について

各種届出については、ホームページに内容が記載されています。
提出前に必ず確認し、不備のないようにして下さい。

～提出にあたっての注意点～

- **必ず期日内に提出ください。**
やむを得ず期日内に提出できない場合は、ご連絡ください。
- **提出先をご確認ください。**
サービス種別ごとに提出先が異なります。
- **様式は都城市公式ホームページからダウンロードください。**
トップページのID番号検索の欄に、IDを入力すると対象のページが表示されます。



各種届出について

●事業所に変更が生じた場合や、休止・再開・廃止をする場合は、届出が必要です。

種類	届出書	期日	ホームページID
変更	変更届出書	変更日から10日以内	地域密着型サービス：3941 居宅介護支援：2183 指定相当サービス：1992
廃止・休止	廃止・休止届出書	廃止・休止の1カ月前まで	
再開	再開届出書	再開日から10日以内	
加算等の算定	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	算定開始月の前月15日まで	地域密着型サービス、居宅介護支援：1979 指定相当サービス：71540

※変更届出書を提出する際は、サービス種別ごとの付表を添付してください

【提出方法】

窓口、郵送、メール、電子申請システム

【提出先】

- ・地域密着型サービス、居宅介護支援 ➡ 介護保険課(本庁1階)
- ・指定相当サービス ➡ いきいき長寿課(本庁地下1階)

※介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防支援については、いきいき長寿課になります。

各種届出について

- サービス提供時に事故が発生した場合は、事故報告書を提出ください。

【提出先】 **介護保険課(本庁1階)**

【ホームページID】 **17858**

※報告の手順についてはホームページを確認ください。

- 介護報酬や各種基準について質問等がある場合は、質問票を提出ください。

【提出方法、提出先】 いずれかにメールで提出

・地域密着型サービス、居宅介護支援 ➡ **介護保険課**

・指定相当サービス ➡ **いきいき長寿課**

※介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防支援については、いきいき長寿課になります。

【ホームページID】

・地域密着型サービス、居宅介護支援 ➡ **1989**

・指定相当サービス ➡ **1994**